

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府  
農業委員会名：大山崎町農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	66
自給的農家数	41
販売農家数	25
主業農家数	3
準主業農家数	9
副業的農家数	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	40
女性	22
40代以下	4

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	0
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	15	15	—	—	—	30
経営耕地面積	10	5	4	1	0	15
遊休農地面積	0	0	0	0	0	0
農地台帳面積	14	14	—	—	—	28

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	0
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

\*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	30ha	0ha	0%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による後継者の問題が課題となっている。 農地の大半が市街化区域内にあり農地転用が進んでいる。 相続税の納税猶予の特例を受けた農地が多く、農地の集積は進んでいない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 0ha 目標設定の考え方:農地の大半が市街化区域内にあり、いずれも小規模であり、分散錯闊であるため利用集積は難しい。	(うち新規集積面積 0ha)
活動計画	耕作されていない農地を所有している農家に対して意向確認を行い、農業経営の規模拡大を目指している農家へ貸借のマッチングを行う。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数 0経営体	H30年度新規参入者数 0経営体	R1年度新規参入者数 0経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積 0ha	H30年度新規参入者が取得した農地面積 0ha	R1年度新規参入者が取得した農地面積 0ha
	農地の大半が市街化区域内にあり、いずれも小規模であるため、まとまった面積の農地がなく、農地を確保することができないため、現状では新規参入者は見込めない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	0経営体	参入目標面積	0ha
活動計画	特になし。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 30ha	遊休農地面積(B) 0ha	割合(B/A×100) 0%
課 題	高齢化に伴う担い手不足や物理的な条件により、整備が著しく困難であること等により山中の農地の荒廃化が進んでいる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 0ha	目標設定の考え方:遊休農地を発生させない。
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 16人	調査実施時期 7月～9月
	農地の利用意向調査	調査方法	地域ごとに区域を定めて調査する。
		実施時期 10月～11月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月
	その他	山中の再生困難な農地について、非農地判断を行い、所有者へ判定結果を通知する。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 30ha	違反転用面積(B) 0ha
課 題	特になし。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	7～9月に利用状況調査を実施する。 広報誌による啓発を行う。 違反転用が発見された場合は所有者に対し是正の働きかけを行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入